

審査実施要領

1 事業概要

書類審査による一次審査と、プレゼンテーションによる二次審査で評価・採点を行い、合計点数の高い順から優先交渉権者及び次点交渉権者とする。

2 選定機関

提案書の評価および受託事業者の選定は、小松商工会議所で組織する「こまつ地域未来創造塾審査委員会」（以下「審査委員会」）が行う。

3 審査基準

審査項目及び基準は、別表 1 による。

4 一次審査（配点：110 点）

提案者が 2 者を超える場合のみ一次審査（書類審査）を実施し、審査委員会において以下のとおり書類審査を行い、上位 4 位以内を選定する。

(1) 提案評価点（110 点）

(ア) 対象：企画提案書、参考見積書（様式第 6 号）等

(イ) 評価方法

審査会において、各審査員が企画提案書の各項目を評価採点し、その平均点（小数点以下 四捨五入）を得点とする。

5 二次審査（配点：120 点）

一次審査により選定された者によるプレゼンテーション審査を行い、二次審査での評価点数の高い順から優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

(1) プレゼンテーション評価点（120 点）

(ア) 対象：プレゼンテーション及び質疑応答

(イ) 評価方法

審査会において、各審査員がプレゼンテーションの各項目を審査評価し、その平均点（小数点以下四捨五入）を得点とする。

6 二次審査（プレゼンテーション）の内容

(1) 日時：令和 7 年 6 月 19 日（木）（別途連絡）

(2) 場所：小松商工会議所（別途連絡）

(3)出席者：1 提案者 3 名以内（プロジェクトリーダーは必ず出席すること）

(4)実施時間：1 提案者 40 分以内（プレゼンテーション 25 分、質疑応答 15 分）

(5)プレゼンテーションの内容

（ア）提出した企画提案書のアピールポイントや企画提案書で表現しきれないイメージ等について説明すること。企画提案書と異なる内容の説明、追加資料の配布は認めない。

（イ）プレゼンテーションの順番

プレゼンテーションの順番は、企画提案書を提出した順番とする。

(6)その他

大型ディスプレイ、HDMI ケーブルは小松商工会議所で準備するが、その他必要な機器は提案者が準備すること。

7 優先交渉権者決定に関する特記事項

(1)提案者が 1 者の場合の取り扱い

一次審査（書類審査）は実施せず、二次審査（プレゼンテーション）を実施し評価点が 60 点以上の場合に限り、優先交渉権者として選定する。

(2)評価点が同点の場合の取り扱い

当該提案者の「二次審査評価点」が同じ者が 2 人以上ある場合は、審査委員会の合議により順位を決定し、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

(別表 1)

令和 7 年度こまつ地域未来創造塾公募型プロポーザル評価基準

審査項目		評価基準	配点
組織評価	業務の実績	本業務にかかわる十分な業務実績を有しているか	10
	業務実施体制	統括責任者及び企画プロデューサーの経験、業務履行に向けた適正な人員・業務の実施体制が確保されているか。	10
提案内容評価	提案内容の的確性・妥当性	集団セミナーの企画内容、遂行についての的確な提案内容になっているか。	60
		集団セミナーの時期・回数等は、効率的かつ効果的な手法が選択されているか。	
		集団セミナーの参加者に対し、興味・関心を高め、行動変容を促す提案か。	
	提案の独創性	独創性、話題性、インパクトがあるなど、自由なアイデアによる有用な提案がなされているか。	
	効果測定妥当性	効果検証のための指標及び調査方法は事業の成果を測定・検証するのに適当か。また、目標値の設定は十分か。	
	業務の全体計画・実現性	業務全体の計画は実行性のあるものか。また、業務工程に無理がなく、妥当であるか。	
価格評価	費用対効果	企画提案書と見積内容の整合性が取れており、価格が妥当なものであるか。	10
企画提案力	意欲・信用性	プレゼンテーションにおいて、業務に取り組む意欲がみられ、説明は分かりやすく、説得力のある提案であるか。	10
加点		既存概念に囚われない、独創的なアイデア、集団セミナーの運営方法が提案されているか。	20
合計			120